○財務省告示第百一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成十九年三月三十日

財務大臣　尾身　幸次

平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十万三千七百三十八トン

二　冷凍牛肉　二十二万九百九十一トン

○財務省告示第百二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成十九年三月三十日

財務大臣　尾身　幸次

平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十六万六百六十七トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十六万六百七十二トン

○厚生労働省告示第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日

厚生労働大臣　柳澤　伯夫

別表の8の(1)及び(2)の注1のイに次のただし書を加える。

ただし、特養の通常型については、平成二十年三月三十一日までの間は、特養の通常型で配置することで足りることとすること。

○厚生労働省告示第六十三号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日

厚生労働大臣　柳澤　伯夫

第十五号イに次のただし書を加える。

ただし、常勤の看護師については、平成二十年三月三十一日までの間は、常勤の看護職員で配置することで足りることとすること。

第二十四号イ中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

○中央労働委員会告示第一号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日

中央労働委員会会長　菅野　和夫

第二号の表の森林管理署の項及び支署の項中「労務担当の保主席」を削る。

○農林水産省告示第三百九十四号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

農林水産大臣　松岡　利勝

卸売の業務を廃止した卸売業者の名称	関西連合株式会社
卸売の業務を行っていた市場	大阪市中央卸売市場本場
取扱品目の部類	青果部
廃止の年月日	平成十九年二月五日

○農林水産省告示第三百九十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成十九年三月三十日

農林水産大臣　松岡　利勝

イ　登録年月日及び登録番号　平成十九年三月二十二日　第九十四号

ロ　登録認定機関の名称及び住所　兵庫県農業協同組合中央会　兵庫県神戸市中央区海岸通一番地

ハ　登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類　地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物（認定を行う農林物資の種類は、有機農産物、有機加工食品及び有機飼料に限る。）

ニ　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う事業所の所在地

(1)　認定を行う区域　兵庫県

(2)　認定を行う事業所の所在地　兵庫県神戸市中央区海岸通一番地

イ　登録年月日及び登録番号　平成十九年三月二十二日　第九十五号

ロ　登録認定機関の名称及び住所　株式会社北海道有機認証センター　北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地一

ハ　登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類　地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物（認定を行う農林物資の種類は、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物に限る。）

ニ　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う事業所の所在地

(1)　認定を行う区域　国内

(2)　認定を行う事業所の所在地　北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地一

イ　登録年月日及び登録番号　平成十九年三月二十二日　第九十六号

ロ　登録認定機関の名称及び住所　社団法人農協流通研究所　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三十八番九号

ハ　登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類　生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物（認定を行う農林物資の種類は、生産情報公表農産物に限る。）

ニ　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う事業所の所在地

(1)　認定を行う区域　国内

(2)　認定を行う事業所の所在地　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三十八番九号

○農林水産省告示第三百九十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、コントロール・ユニオン・サティフィケーションズが認定に関する業務を行う事業所について、平成十九年三月十七日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の六第二項の規定に基づき公示する。

平成十九年三月二十日

農林水産大臣　松岡　利勝

変更前の事業所の所在地	オランダ　ズヴォラ千二十五BSドクター八
変更後の事業所の所在地	オランダ　ズウォレ八千十一BZミェクリンケルトヴェヒェウェンラン四―六B

○国土交通省告示第四百四号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百二十四号）第二十七条第二項の規定に基づき告示する。

平成十九年三月二十日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

001―17―3、002―02―2、002―20―5、002―22―1、002―24―3、002―24―4、003―34―5、004―25―3、004―25―10、004―25―11、5―18、008―10―2、008―24―1、010―13―4、010―27―2、010―52―1、010―65、012―40―1、013―11―1、013―11―9、013―11―10、013―11―11、013―17―10、015―02―4、015―02―5、190―10―2、00―61、210―01―3、220―40―2、220―49―1、240―27―2、240―29―2